



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（子育て支援課）…………… 1
- 監査委員事項**
- 定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表…………… 1
- 収用委員会事項**
- 使用の裁決手続開始の決定・9件…………… 1

告 示

沖縄県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和5年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 保育士等登録申請手数料、保育士登録証等書換え交付手数料及び保育士登録証等再交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和5年6月16日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第9号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第14

0号) 第14条第1項の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字野嵩前原	521番	墓地	662	662.44	662.44

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
安里義弘	宜野湾市野嵩二丁目22番1号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第10号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)第14条第1項の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字伊佐上原	793番	畑	1,409	1,409.45	1,409.45

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
橋本恵美子	神奈川県厚木市妻田西二丁目14番9号
大湾朝子	アメリカ合衆国テキサス州アーリントン市キャッスルロック通り2408(ただし本籍地:宜野湾市喜友名二丁目49番地)
三方京子	アメリカ合衆国カリフォルニア州ベルフラワー市パームストリート9218四分一番地(ただし本籍地:兵庫県養父市大屋町宮本51番地)
安里広美	浦添市伊祖四丁目9番9号
大湾好美	アメリカ合衆国ノースカロライナ州ケープカータレット町パスフィンダー通り100(ただし本籍地:宜野湾市喜友名二丁目49番地)
大湾智香子	神奈川県川崎市多摩区中野島六丁目4番1-503号中野島住宅

宮里光雄	宜野湾市喜友名二丁目4番5号
宮里光博	宜野湾市喜友名二丁目4番5号
宮里幸博	宜野湾市喜友名二丁目4番5号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第11号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字大山加良当原	1879番	畑	2,480	2,480.01	2,480.01

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉徳次	宜野湾市宜野湾一丁目3番1号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第12号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字大謝名東原	994番1	雑種地	1,346	1,346.00	1,346.00

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
桃原富徳	宜野湾市大謝名五丁目15番10号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第13号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字宜野湾宜野湾原	741番	宅地	241.86	241.86	241.86
宜野湾市字宜野湾大嶺原	1005番	畑	325	325.98	325.98

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉徳雄	埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1699番地2パルコート浦和908

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第14号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字宜野湾宜野湾原	766番	雑種地	615	615.46	615.46

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉徳秀	名護市大中三丁目1番39号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第15号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字宜野湾大嶺原	1007番	畑	1,009	1,009.08	1,009.08

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉徳正	宜野湾市宜野湾一丁目19番22号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行 代表取締役頭取 川上康	那覇市東町2番1号那覇ポートビル	根抵当権 平成26年10月9日第19116号 抵当権 平成26年11月7日第20915号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第16号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字宜野湾下原	1085番	畑	684	684.67	684.67

宜野湾市字神山黒敷原	721番	墓地	396	396.60	396.60
------------	------	----	-----	--------	--------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉徳盛	宜野湾市我如古二丁目3番5号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

沖縄県収用委員会告示第17号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和5年6月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字大山勢頭原	2500番	畑	2,439	2,507.90	2,507.90
宜野湾市字宜野湾馬場下原	993番	畑	1,292	1,326.41	1,326.41

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
宮城正雄	宜野湾市大山二丁目15番25号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年5月11日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

定期監査及び財政的援助団体等監査
の結果に基づき講じた措置について

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(平成30年度監査結果報告分)

【文化観光スポーツ部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

芸術大学の3つのキャンパス毎にそれぞれ防火管理者及び消防計画を定め、年一度の消防訓練を行うとしていたが、消防計画に沿った消防訓練を実施していなかった。

また、不備となっている防火設備が、監査時点において修繕されていなかった。(文化振興課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、3つのキャンパスにおいて消防訓練を実施している。防火設備については、修繕が必要な66箇所のうち、令和4年度までに65箇所を修繕し、残る1箇所は、着手した工事が令和5年8月に完了する予定である。

(令和元年度監査結果報告分)

【保健医療部】

1 備品貸与の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)に定める貸付けの手続がなされていないものが次のとおりあった。

テレビ会議用機器一式ほか38件(取得金額計102,010,309円)(保健医療総務課)

(2) 講じた措置の内容

沖縄県財務規則に基づき、当該備品のうち、現存していない物は亡失手続を、現存している物で使用に耐えない物は処分手続を、使用が可能な物は所管換えの手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

(令和2年度監査結果報告分)

【病院事業局】

1 医業外未収金等の内容が特定されていなかったもの

(1) 指摘の内容

医業外未収金及びその他未収金について、内容が特定されていないものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

内容を特定し、訂正処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

(令和3年度監査結果報告分)

【各部局共通】

1 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 沖縄県財務規則に基づき必要な予算執行伺を行わずに予算を執行しているものがあった。

- ・総務部(八重山事務所総務課)
- ・企画部(交通政策課)
- ・病院事業局(北部病院)

イ 予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしていた。

- ・教育庁(総務課)

ウ 予算執行伺の執行予定額に誤って1桁少ない金額を記載していた。

- ・教育庁(浦添商業高等学校)

エ 予算執行伺に執行予定額を記載していなかった。

- ・教育庁(読谷高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程等に

基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延していたものがあった。

- ・農林水産部（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・文化観光スポーツ部（文化振興課）
- ・土木建築部（北部土木事務所、南部土木事務所及び八重山土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に行っていたものがあった。

- ・保健医療部（地域保健課）
- ・農林水産部（農地農村整備課及び宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・商工労働部（マーケティング戦略推進課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課及びスポーツ振興課）
- ・土木建築部（都市公園課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則において会計課長への合議が必要とされる支出について、合議がなされていないものがあった。

- ・子ども生活福祉部（子育て支援課）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・商工労働部（中小企業支援課）
- ・議会事務局

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 予算執行伺の執行予定額が1件100万円以上の場合は予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

- ・農林水産部（水産海洋技術センター）
- ・教育庁（浦添商業高等学校）

イ 予算執行伺の執行予定額を上回る金額で予定価格調書が作成されていた。

- ・病院事業局（精和病院）
- ・教育庁（八重山農林高等学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 見積書の徴取時期又は徴取数が適正でなかった。

- ・土木建築部（宮古土木事務所）
- ・病院事業局（宮古病院）

- ・教育庁（南部商業高等学校）
- イ 見積書と異なる金額で契約を締結していた。
 - ・企業局（配水管理課）
- ウ 合理的な理由もなく分割して随意契約を締結していた。
 - ・農林水産部（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
- エ 契約期間満了後に工期の延長契約を行っていた。
 - ・病院事業局（中部病院）
- オ 消耗品の購入に係る書類（見積書、納品書、検査調書）について、不適切な日付の修正を行っていた。また、納品書の日付が検査調書の納入月日及び検査日の事後となっていた。
 - ・教育庁（那覇教育事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程及び沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

- ア 工事及び用地買収により取得した財産について、公有財産台帳への登記が行われていなかった。
 - ・子ども生活福祉部（平和祈念資料館）
 - ・農林水産部（中央家畜保健衛生所）
 - ・土木建築部（空港課、都市公園課及び首里城復興課）
 - ・教育庁（那覇みらい支援学校）
- イ 公有財産台帳に工作物の取得額を誤って3桁多く登記していた。
 - ・農林水産部（中央家畜保健衛生所）
- ウ 公有財産台帳に財産を二重登記していた。
 - ・文化観光スポーツ部（文化振興課）
- エ 公有財産台帳から財産を誤って削除していた。
 - ・保健医療部（地域保健課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳への登記や価格の訂正等を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

8 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

- ア 重要備品が所在不明となっていた。
 - ・知事公室（消防学校）
 - ・土木建築部（南部土木事務所）
- イ 耐用年数を経過していない物品が所在不明となっていた。
 - ・保健医療部（看護大学）
 - ・文化観光スポーツ部（文化振興課）

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認したところ、現存している物は所在を特定するとともに、現存していない物は亡失手続を、使用に耐えない物は処分手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【総務部】

1 不経済な支出を行っていたもの

(1) 指摘の内容

無償修理が可能なリース期間内に車両の修繕を行わなかったことにより、修繕料（2件 242,041円）を支払っていた。 （那覇県税事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県自動車等管理規程（昭和48年沖縄県訓令第

3号)等に基づく適正な管理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

ア 県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	(円、%)
令和3年度	142,107,939,780	140,242,983,958	121,778,597	1,756,846,368	98.7	
令和2年度	135,847,956,819	132,940,503,841	125,514,246	2,884,647,582	97.9	
対前年度比	104.6	105.5	97.0	60.9	—	

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	(管財課)
	44,423,825円	6.1%	△0.9%	

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の74.0パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施している。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、共同催告などの支援を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者等への督促等を図ることにより、収入未済額の縮減に努める。

3 国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)において、令和3年度分の国への実績報告及び請求事務の一部が適正に行われていなかった。(財政課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

証紙収納簿に登録していないものがあった。(宮古事務所総務課)

(2) 講じた措置の内容

証紙収納簿への登記を行った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、臨時的任用職員としての任用期間が加味されず、140,548円の不足払いとなっていた。(コザ県税事務所)

(2) 講じた措置の内容

期末手当の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 給与の支払が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

臨時的任用職員の給与56,042円が支給日から5日遅れて支給されていた。(八重山事務所県税課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 報酬が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

附属機関の委員への報酬について、61,920円の不足払いとなっていた。(職員厚生課)

(2) 講じた措置の内容

報酬の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年沖縄県条例第41号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

8 支払が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

加除式図書の追録の購入(10件 合計1,019,892円)において、支払が1年以上遅れていた。

(財政課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

9 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

郵便切手の購入に係る支出において、予算執行伺で指定した職員以外の者に資金を前渡していた。

(東京事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【環境部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
行政代執行に係る求償費用	85,045,638円	99.0%	10.0%	(環境整備課)

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への催告書の送付、面談や電話による現況確認、金融機関等への財産調査を行うとともに、不動産の差押えを行った。令和4年度において、1,435,694円を回収した。

【子ども生活福祉部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額又は前年度より増加しているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 生活保護費返還金	185,038,488円	59.0%	△7.2%	(保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	88,017,923円	41.8%	△3.5%	(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)
ウ 児童福祉施設負担金	33,872,196円	71.1%	23.2%	(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所及び各児童相談所)

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生の防止や返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和4年度において、14,871,390円を回収するとともに、34,807,038円に相当する債権について履行の延期を承認し、18,792,324円を不納欠損金として整理した。このほか、債権管理適正化調査員を北部福祉事務所に1人、中部及び南部福祉事務所に各2人配置し、債権管理の取組を強化している。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和4年度において、10,978,232円を回収するとともに、1,286,612円を不納欠損金として整理した。

ウ 児童福祉施設負担金について、納入義務者の面談時に負担額についての説明を行い、制度の理解及び納入への意識付けを行い、未収金の発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努め、令和4年度において、755,300円を回収した。

2 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

証紙収納簿が作成されていないものがあつた。 (中部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

証紙収納簿を作成し、登記を行った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 切手等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

レターパックプラスの残数が、郵便切手受払簿と現物で一致しなかつた。 (障害福祉課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対して使用状況の確認等を行ったが、登記漏れ等は確認できなかったため、亡失手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっているものがあつた。 (南部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

労働条件通知書に記載された勤務条件どおりの勤務実態に改めた。指摘後、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程(平成8年沖縄県訓令第8号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	247,687,258円	91.4%	△8.6%	(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	31,995,969円	90.3%	△5.1%	(水産課)

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和4年度において、14,793,082円を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して分割償還の指導や催

告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和4年度において、1,408,640円（違約金を含む。）を回収した。

2 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

漁港使用料について沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）に定められた時期より遅れて証紙を収納していた。（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県漁港管理条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

内水面漁場管理委員会の委員への旅費について、職員の私費による支払が行われているものがあった。（水産課）

(2) 講じた措置の内容

職員への返還及び委員への支給の処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

育児休業を取得した会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、育児休業期間中の除算率を誤ったため、55,495円の不足払いとなっていた。（八重山農林水産振興センター農林水産整備課）

(2) 講じた措置の内容

期末手当の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 公有財産の管理について手続が適正でないもの

(1) 指摘の内容

ア 外灯ポールの取替及び設置において、沖縄県公有財産規則等に基づく手続を行っていなかった。（中央卸売市場）

イ 自動販売機の設置に当たり、貸付契約に係る決裁を受けていなかった。（農業研究センター）

(2) 講じた措置の内容

ア 行政財産の用途廃止、処分の手続を行うとともに、公有財産台帳への登記等を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

備品台帳の取得価格を消費税抜きの金額で登記しているものがあった。（農業研究センター）

(2) 講じた措置の内容

備品台帳の取得価格の訂正を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

使用場所が与勝地下ダム事務所とされている備品（取得価格2,412,945円）について、貸付けの手続がなされていなかった。（中部農林土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けの手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

8 備品の処分手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

乾式臨床化学分析装置（取得価格1,995,000円）の処分の際、物品管理課長の決裁を受けていなかった。（中央家畜保健衛生所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【商工労働部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 小規模企業者等設備導入資金				
貸付金元利収入	2,560,152,048円	86.3%	△4.1%	（中小企業支援課）
イ 建物明渡訴訟に係る				
損害金	36,525,000円	100.0%	0.0%	（企業立地推進課）
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区				
損害金等諸収入	49,987,440円	30.2%	△1.5%	（企業立地推進課）

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金）に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和4年度において、87,786,307円を回収するとともに、263,110,630円を不納欠損金として整理した。

イ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区損害金等諸収入について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、引き続き債権回収に向けた取組を行うとともに、令和4年度において、410,320円を不納欠損金として整理した。

2 調定に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

那覇空港貨物ターミナル株式会社からの株式配当金について、本来非課税である所得税分1,531,500円が控除された額で調定していた。（アジア経済戦略課）

(2) 講じた措置の内容

監査後、令和4年度において、過年度分を含む所得税相当額の総額13,783,500円の調定を行い、同額の配当金を受け入れた。指摘後、所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

おきなわ工芸の杜^{もり}で使用予定の備品の一部について、備品台帳への登記が行われていなかった。（ものづくり振興課）

(2) 講じた措置の内容

備品台帳への登記を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【文化観光スポーツ部】

1 積算を誤っていたもの

(1) 指摘の内容

沖縄コンベンションセンター展示棟受変電設備改修工事において積算の誤りがあったため、適正な入札が実施されず、再度の入札を行うこととなった。

このため、当初の入札において落札した業者との契約を解除する必要が生じ、本来なら支払う必要の無い3,869,791円を支出することとなった。（MICE推進課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【土木建築部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	443,746,434円	8.1%	△10.7%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,672,479円	9.4%	△1.7%	(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和4年度において、45,455,737円を回収するとともに、31,255,031円を不納欠損金として整理した。なお、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和4年度において、5,929,653円を回収するとともに、257,000円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

2 国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 沖縄振興公共投資交付金事業（市町村事業）に係る令和2年度から令和3年度への繰越手続において、繰越額を過少に算出し国に報告していたため、同交付金127,310,787円の入金ができず、一般財源から支出していた。（土木総務課及び道路街路課）

イ 沖縄振興公共投資交付金事業に係る令和元年度から令和2年度への繰越手続の一部が適正に行われていなかったため、同交付金87,269,805円の入金が令和4年3月となっていた。

（道路街路課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

都市モノレール建設事業資金貸付金について、平成29年3月に請求すべきであった償還金1,776,563円を令和4年3月に請求していた。また、これ以外に過年度分の請求を行っていないものがあった。（都市計画・モノレール課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、当該過年度分の請求を行い、令和5年4月までに総額21,519,328円の回収を完了した。

4 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、55,495円の過払いとなっていた。（都市公園課）

(2) 講じた措置の内容

期末手当の過払い分について、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 積算を誤っていたもの

(1) 指摘の内容

県営赤道団地建替工事（第1期・建築2工区）において積算の誤りがあったため、適正な入札が実

施されず、再度の入札を行うこととなった。

(施設建築課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【企業局】

1 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

不動産鑑定士への報酬の支払に当たって、所得税を源泉徴収せずに支払っていた。(経理課)

(2) 講じた措置の内容

不動産鑑定士から所得税相当額の返納処理を行い税務署へ納付した。指摘後、所得税法等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【病院事業局】

1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

令和3年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より18,545,609円(1.2%)増加し1,599,211,214円となっていた。(病院事業経営課及び各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金発生 of 未然防止対策として、保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、未収金の縮減に努めている。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては155,899円の過払い、職員Bについては92,770円の不足払いとなっていた。(北部病院)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては110,815円、職員Bについては36,529円それぞれ不足払いに、職員Cについては期末手当で141,692円の過払い、勤勉手当で190,264円の不足払いとなっていた。(中部病院)

ウ 期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、80,630円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払い分については返納の処理を、不足分については支給の処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年沖縄県条例第21号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 報償費が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

報償費の支給に当たって、勤務した時間数を誤ったため、71,500円の不足払いとなっていた。

(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

報償費の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、勤務実態に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【教育庁】

1 公有財産の管理について手続が適正でないもの

(1) 指摘の内容

バックネットの撤去について、沖縄県公有財産規則に基づく用途廃止及び処分の手続を行っていなかった。(南部商業高等学校)

(2) 講じた措置の内容

行政財産の用途廃止、処分の手続を行うとともに、公有財産台帳へ登記等を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を

図っている。

2 出納員以外の者に出納業務をさせていたもの

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則で定められた者以外の方に出納員の業務をさせていた。

(離島児童生徒支援センター)

(2) 講じた措置の内容

沖縄県財務規則に定められた者に出納員の業務を行わせることとした。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適正な運用を図っている。

<工事等に関する事項>

(令和3年度監査結果報告分)

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 幸地インター線道路改良工事(R2-2)において、当初設計の地盤改良対象土量等に誤りがあったため、変更後の契約金額が当初の61.0%増となっていた。今後は適正な設計となるよう精査を確実に実施し、工事を発注する必要がある。(中部土木事務所)

イ 県道37号線屋慶名橋補修工事(R2)において、工事開始前の河川管理者との工法協議が漏れていたため工法に変更が生じ、変更後の契約金額が当初の48.7%増となっていた。工事の重要な事項については、事前に関係者と十分に協議を行う必要がある。(中部土木事務所)

ウ 那覇浄化センター最終沈殿池築造工事(1工区)において、工事現場の排水が、水質汚濁防止法に定められた基準の範囲内となっているか測定せずに排出されていた。今後は法令の基準に適合しているか測定し、排水を行う必要がある。(下水道事務所)

エ 平安名4期地区地すべり対策工事(R2-1)において、当初設計に必要な機材等の計上漏れていたことが、契約金額の増額変更の一因となっていた。今後は適正な設計となるよう精査を確実に実施し、工事を発注する必要がある。(中部農林土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、チェック体制を整備し、適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、後工事においては、事前に河川管理者や建物管理者等の関係者と十分に協議を行い、重大な変更なく工事を完了した。

ウ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、当該工事の排水について、施工段階で月次報告書を提出させ管理しており、管理値は全て基準値以下となっている。

エ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、櫓等の計上について、設計時のチェックリストに追加し精査を行っており、工事に必要な仮設計画に当初発注分から反映させられるよう適切な運用を図っている。

2 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 指摘の内容

ア 屋部川河道掘削工事(R3-1)において、出水時や津波時の対応が特記仕様書に規定されていなかった。また、荒天時の中止基準が施工計画書に明示されていないものがあつた。今後、県は出水時等の対応について、作業員や資機材等の退避などの適切な防災措置の内容を特記仕様書に定めるとともに、受注者に中止基準を施工計画書に明示するよう指導する必要がある。

(北部土木事務所)

イ 那覇浄化センター最終沈殿池築造工事(1工区)において、手すりの未設置や開口部の養生漏れなど、事故につながる状態であったことが月に1度受注者が実施する社内パトロールで指摘されていた。日常的な管理の中で、県及び受注者は事故の未然防止に努める必要がある。

(下水道事務所)

ウ 沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)新築工事(建築)、高度衛生管理型荷捌施設新築工事(建築1工区)、県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事(建築1工区)、那覇浄化センター最終沈殿池築造工事(1工区)において、県は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。(施設建築課及び下水道事務所)

- エ 真喜屋地区土砂崩壊防止工事（R1線）において、現場は斜面地であり、工期には出水期が含まれているため、台風や豪雨の際には警戒が必要であるが、特記仕様書や施工計画書に、荒天時の留意点や工事中止基準が示されていない。今後は特記仕様書に適正に記載するとともに、受注者に施工計画書への記載を指導する必要がある。（北部農林水産振興センター）
- オ 平安名4期地区地すべり対策工事（R2-1）において、鋼管杭打設について、削孔液を使用しなくても孔壁が保持されることを計算書で確認しないまま、空堀により施工していた。また、施工計画書において、鋼管杭打設や汚濁防止膜設置の作業に係る安全管理上必要な図面の作成と作業手順の事前検討が不十分であった。今後は工法の安全性の確認や事前の安全管理の検討を徹底する必要がある。（中部農林土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

- ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、適切な防災措置の内容について特記仕様書等に明示するとともに、受注者に対しても荒天時の中止基準や対応を施工計画書に明示するよう指導している。
- イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、受注者に対し、日常的な管理の中で、事故の未然防止に努めるよう指導するとともに、発注者と受注者で月に一度合同安全パトロールを実施している。
- ウ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、労働安全衛生法等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。
- エ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後に発注した後工事については、荒天時の留意点や工事中止基準を施工計画書の安全管理項目に明記するよう特記仕様書に記載した。
- オ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、同種の工事を発注する際には、削孔液を使用しなくても孔壁が保持されることを計算書で確認できた場合を除き、削孔液を注水しながら孔壁を保護する工法で行うこととした。また、鋼管杭打設等の安全管理について、今後発注予定工事の施工計画書において確認できるよう詳細に記載させることとした。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(令和3年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 会計事務に改善を要するもの

- (ア) 一般財団法人沖縄県セルフセンターでは、令和3年度障害者工賃向上支援事業の委託契約（2,656,500円）において、決裁を経ることなく、契約を締結していた。（子ども生活福祉部所管）
- (イ) 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会では、沖縄県総合福祉センター警備保安業務委託契約（8,677,000円）において、月毎の支払額を誤ったため、年額で99,000円の過払いとなっていた。（子ども生活福祉部所管）
- (ウ) 一般財団法人沖縄美ら島財団では、首里城公園の防火管理者への防火管理者手当が支給されていなかった。（土木建築部所管）
- (エ) サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、次のとおり会計事務が適正でないものがあった。
- a 一般廃棄物の塵芥処理請負契約（月額12,960円）において、増額変更契約を行わず、支払い（月額14,300円）をしていた。
- b 産業廃棄物の書面での処理委託契約を締結せずに、産業廃棄物の処理委託を行わせていた。（土木建築部所管）

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の令和3年度末の未収金が55,370,748円となっており、前回監査時点（平成30年度）より42,475,666円減少しているが、依然として多額となっていた。（土木建築部所管）

(2) 講じた措置の内容

ア 会計事務に改善を要するもの

- (ア) 一般財団法人沖縄県セルフセンターに対し、契約事務に関して会計規程に基づき適正に処理するよう指導した。同団体では、チェック体制を強化し、再発防止に努めている。

- (イ) 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会に対し、契約事務を適正に処理するよう指導した。同団体では、令和4年10月に受託者から過払い相当額の返還を受けた。また、チェック体制の整備を図り、錯誤による過払い等の再発防止に努めている。
- (ウ) 一般財団法人沖縄美ら島財団に対し、同財団の規程に基づき適正に処理するよう指導した。同財団では、手当の支給漏れ分について、支給の処理を行った。また、同財団の規程に基づき適正な運用を図っている。
- (エ) サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）に対し、契約事務を適正に処理するよう指導した。同団体では、法令等に基づき契約を締結するなど適正な事務処理に努めている。

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社に対し、未収金縮減に向けた対応及び体制強化を図るよう指導した。同団体では、引き続き、同公社債権管理マニュアルに基づく催促等を徹底して行い、法的措置を含めて適正に対処するとともに、家賃債務保証会社の活用等により新たな未収金が発生しないよう努めている。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

株式会社コンベンションリンクエージ（沖縄コンベンションセンター）では、監査時点において消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の点検で確認された不良箇所の修繕を一部行っていなかった。
(文化観光スポーツ部所管)

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

- (7) 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、当該告示がなされていなかった。
(文化観光スポーツ部所管)
- (イ) 万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、当該告示がなされていなかった。
(文化観光スポーツ部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

株式会社コンベンションリンクエージに対し、同社において修繕を実施する箇所について修繕を行うよう指導した。同社では、令和5年3月までに当該箇所の修繕を終えている。
県において修繕を実施する箇所については、令和5年度予算に工事費用を計上し、修繕に向けた準備を進めている。

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

- (7) 県では、指摘の内容について周知徹底を図った。また、指定管理者の指定に係る手続概要等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。なお、令和5年4月から適用される同施設の利用料金については、令和5年3月に告示を行った。
- (イ) 県では、指摘の内容について周知徹底を図った。また、指定管理者の指定に係る手続概要等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。なお、令和5年4月から適用される同施設の利用料金については、令和5年3月に告示を行った。

3 補助事業の執行に関するもの

(1) 指摘の内容

一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センターでは、令和3年度未来の I T 人材創造事業補助金に係るパソコン賃貸借契約（231,000円）において、実態と異なる内容で契約を締結していた。
(商工労働部所管)

(2) 講じた措置の内容

一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センターに対し、契約事務を適正に処理するよう指導した。同団体では、契約事務に係るチェックリストを作成するなどチェック体制を整備し、適正な契約事務の処理に努めている。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074